

台風や豪雨等に係る家財の保険の補償について

「安心保険プラスⅢスーパー」等の家財の保険（火災保険）では、火災事故だけでなく、台風や豪雨等の「水害」や「風災」による損害も、一定の条件を満たすものであれば補償の対象としています。

このチラシは、「水害」、「風災」に対する補償についてご説明したものです。

※安心保険プラスⅢスーパー、安心保険プラスⅡスーパー、安心保険プラス・スーパーとも同様の補償内容です。



1 水害に対する補償

事故例



大雨により近くの河川が氾濫し、床上浸水になり家財に損害が出た

補償内容

台風、暴風雨、豪雨等によるこう水、高潮、土砂崩れ等により家財に次の損害が発生した場合に保険金をお支払いします。

- ・家財に再調達価額[※]の30%以上の損害が発生した場合
- ・上記以外で床上浸水による損害が発生した場合

※同等のものを新たに購入するために必要な金額をいいます。

- ・補償対象物は入居物件に収容される被保険者所有の家財となります。
- ・建物の損害は補償の対象外となります。



補償金額

損害の程度		お支払いする保険金の額
家財に再調達価額の30%以上の損害が発生した場合		損害額×100%（家財保険金額限度）
上記以外で床上浸水が発生した場合	家財に15%以上30%未満の損害が発生した場合	家財保険金額×10% （1事故60万円限度）
	家財に15%未満の損害が発生した場合	家財保険金額×5% （1事故30万円限度）

また、以下の費用保険金も合わせてお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
賃借費用保険金	水害で入居物件が半損以上になり、家財保険金が支払われる場合	入居物件の月額賃借料の3カ月分もしくは30万円のいずれか低い額を限度に実費※

※新たな賃貸物件を賃借する費用や宿泊費用

2

風災に対する補償



事故例



台風による風で窓ガラスが割れ、
壊れた窓からの吹き込みで家財
に損害が出た

補償内容

台風、突風、竜巻、暴風等により家財に損害が発生した場合に保険金をお支払いします。

※ひょう災および雪災による損害の場合も風災と同様に補償されます。

- ・補償対象物は入居物件に収容される被保険者所有の家財および入居物件の構内（ベランダ等）にあるエアコンの室外機、洗濯機置場にある洗濯機、アンテナとなります（いずれも被保険者自身の所有物に限ります）。
- ・吹き込みによる損害で、建物の開口部等に損害が生じていない場合（窓の閉め忘れや通気口からの吹き込み、サッシの隙間からの雨水のしみ込み）は保険金をお支払いできません。
- ・建物の損害は補償の対象外となります。



補償金額

損害額を保険金としてお支払いします（家財保険金額が限度となります）

また、以下の費用保険金も合わせてお支払いします。

費用保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
臨時費用保険金	風災で家財保険金が支払われる場合	家財保険金×30%（1事故100万円限度）
残存物取片づけ費用保険金	風災で家財保険金が支払われる場合	家財保険金×10%を限度に実費
賃借費用保険金	風災で入居物件が半損以上になり、家財保険金が支払われる場合	入居物件の月額賃借料の3カ月分もしくは30万円のいずれか低い額を限度に実費※

※新たな賃貸物件を賃借する費用や宿泊費用

3

家財以外の補償

風災については、家財の補償以外に「修理費用保険金」をお支払いする場合があります。

保険金をお支払いする場合とお支払いする保険金の額

入居物件の窓ガラスやベランダの仕切板等が風災により損壊し、賃貸借契約に基づく原状回復義務により、または緊急的に、被保険者が修理した費用（1事故100万円限度）

修理費用保険金は「水害による損害」、「壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部の損害」については補償対象外となります。

<事故にあわれた場合は…>

保険金請求受付センターにご連絡をお願いします。

保険金請求受付センター
0120-551-224
(24時間365日受付)

取扱代理店